特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、 入院措置、費用徴収、仮退院の許可に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、 入院措置、費用徴収、仮退院の許可に関する事務における特定個人情報 ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライ バシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報 の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置 を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和3年10月6日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用徴収に関する事務
②事務の概要	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という)第27条第1項又は第2項の規定に基づき、精神保健福祉法第22条から第26条の3の申請等により、精神保健指定医の診察を行っている。 ・精神保健福祉法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定に基づき、精神保健福祉法第27条第1項、第2項及び第29条の2第1項の診察の結果、入院措置が必要である方に対して入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務を行っている。 ・精神保健福祉法第31条の規定に基づき、措置入院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①入院措置の決定②その入院措置の解除に関する決定③費用徴収額の決定
③システムの名称	精神障害者福祉統合管理システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
診察台帳ファイル・措置台帳フ	アイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の14の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第14条1号
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 提供しない (別表第2における情報照会の根拠) :22の項、23の項、24の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第2の主務省令における情報提供の根拠) :提供しない (別表第2の主務省令における情報照会の根拠) :第15条各号、第16条、第17条各号
5. 評価実施機関における	
①部署	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神通報対応班
②所属長の役職名	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎4階 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神通報対応班 043-223-2396

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和2年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 布機関については、そ] れぞれ重点項目詞	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が				
されている。	まお担 併 さいしロー	カシ.フニ / 大海 l	*+_1 エエ吸/)				
2. 特定個人情報の入手(作		ノンスナムを通し	ンた人手を除く。) <選択肢>				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でも	5る]	へ送れ放え 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分でも	5る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	5る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Е]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	。 (委託や情報提供ネ	ットワークシステム	<u> </u>	しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない	(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でも	5 る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分でも	5る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[0]] 内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・唇	各発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

変更箇	打 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		200,000	DESCRIPTION OF DRAFT
平成29年8月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	(以下「精神保健福祉法」という)第27条第1項又 は第2項の規定に基づき、精神保健福祉法第22 条から第26条の3の申請等により、精神保健福祉法第25 精神保健福祉法第29条第1項又は第29条の2 第1項の規定に基づき、精神保健福祉法第29条の 第1項の規定に基づき、精神保健福祉法第29条の 第1項の規定に基づき、精神保健福祉法第20条の 東、入院措置が必要である方に対して入院措置 の決定、その入院措置に係る移送又はその入 院措置の解除に関する事務を行っている。 ・精神保健福祉法第31条の規定に基づき、措置 人院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。 ・精神保健福祉法第31条の規定に基づき、措置 人院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。 ・精神保健福祉法第40条の規定に基づき、措置 人院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。 ・精神保健福祉法に基づ、精神 特高院の管理者より仮退院の許可申請があっ 本場合、許可申請の受理、その申請にかかる事 実についての審査又はその申請に対かる等 に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用通 第に条く情報管理②診察に関する決定(過過解 等に係る情報管理③診察に関する決定(過多解 である経送決定(の)その入院措置 置に係る移送決定(の)その入院措置 置に係る移送決定(の)その入院開算 する決定(過費用徴収額の決定(過失)を順解に関する。 する決定(過費用徴収額の決定(過失)の場際に関する。 を開発して、 のの通知(必要)を のの通知(必要)を は第20年の人に関する。 は第20年の、 は第20年の、 は第20年の、 は第20年の、 は第20年の、 は第20年の、 は第20年の、 は第20年の、	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という)第27条第1項又 は第2項の規定に基づき、精神保健福祉法第28条から第26条の3の申請等により、精神保健福法第29条の2 精神保健福祉法第29条第1項、第2項及び第29条の2第1項の規定に基づき、精神保健福社法第27条第1項、第2項及び第29条の2第1項の診察の結果、入院措置が必要である方に対して入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の終院に関する事務を行っている。・精神保健福祉法第30条の規定に基づき、措置入院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用しる。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用でいる。「入院措置の人院に第2章を開業を行っている。「入院措置の人院に第2章を開業を行っている。「入院措置の人院」でいる。「入院措置の人院」を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を	事後	主務省令の改正による事務の変更
平成29年8月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	-番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 56の2の項 (別表第2における情報服会の根拠) 23の項、24の項 -番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (別表第2の主務省令における情報提供の根 拠) 第30条5号 (別表第2の主務省令における情報照会の根 機) 第16条1, 2, 3号、第17条	・番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 提供しない (別表第2における情報服会の根拠) 22の項、23の項、24の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (別表第2の主務省令における情報提供の根 拠) ・提供しない (別表第2の主務省令における情報照会の根 機) 第15条各号、第16条、第17条各号	事後	主務省令の改正
平成29年8月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ① 部署	千葉県障害福祉課精神保健福祉推進室 	干葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神通報 対応班	事後	組織改編
平成29年8月4日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ② 所属長	障害福祉課長 古屋 勝史	健康福祉部障害者福祉推進課長 吉田 謙	事後	人事異動
平成29年8月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	郵便番号260-8667 干葉県干業市中央区市場町1-1 干葉県庁中庁舎1階 情報公開・個人情報セン ター 干葉県総務部政策法務課個人情報・相談調整 班 043-223-4629	郵便番号260-8667 干葉県千葉市中央区市場町1-1千葉県庁南 庁舎1階 干葉県総務部審査情報課相談調整班 043- 223-4629	事後	組織改編
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ		郵便番号260-8667 干葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県宇南庁舎4階 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神通報 対応班 043-223-2396	事後	組織改編
平成29年8月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数/2.取扱者数	平成27年4月27日時点	平成29年4月5日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ② 所属長	健康福祉部障害者福祉推進課長 吉田 謙	健康福祉部障害者福祉推進課長	事後	様式の変更に伴う
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数/2.取扱者数	平成29年4月5日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	(なし)	(新設)	事後	様式の変更に伴う
令和2年8月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数/2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年8月25日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[]接続しない	[〇]接続しない(提供)	事後	時点修正
令和3年10月6日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号広第19条第179 別衣那2 (別表第2における情報提供の根拠) 提供したい (別表第2における情報照会の根拠) 222の頃、2300頃、2400頃 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (別表第2の主務省令における情報提供の根 拠) 提供しない (別表第2の主務省令における情報照会の根 拠)	・番号広海19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 提供しない (別表第2における情報照会の根拠) :22の頃、23の頃、24の頃 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (別表第2の主務省令における情報提供の根 拠) :提供しない (別表第2の主務省令における情報照会の根 拠)	事後	番号利用法の改正に伴う